

# 基準該当サービススライド訂正

都道府県の条例に委任されるサービス	市町村の条例に委任されるサービス
①基準該当居宅サービス	①基準該当介護予防支援
②基準該当居宅介護支援	②指定地域密着型サービス
③基準該当介護予防サービス	③指定地域密着型介護予防サービス
④指定居宅サービス	④指定介護予防支援
⑤指定居宅介護支援	
⑥指定介護老人福祉施設	
⑦介護老人保健施設	
⑧指定介護療養型医療施設	
⑨指定介護予防サービス	

<訂正内容>

③指定居宅サービス→③基準該当介護予防サービス

<スライドについての補足>

基準該当にかかるサービス事業所は「都道府県の条例に委任されるサービス」となるため、「市町村の条例に委任されるサービス」には基準該当〇〇サービスは存在しない。

「市町村の条例に委任されるサービス」にある基準該当サービスは、介護予防支援だけと考えても覚えやすいと思います。

皆様、来るべき10月8日に備えてもうひと頑張りしてください。頑張れ!(^^)!

